

入 札 説 明 書

令和4年1月5日に公告した堰堤改良工事（川辺ダム外R2-1工区）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

1 公 告 日 令和4年1月5日

2 契約担当者 鹿児島県知事 塩田 康一

3 担 当 部 局

(1) 名 称 鹿児島県土木部河川課

(2) 所 在 地 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3588

4 入札に付する事項

(1) 工事名

堰堤改良工事（川辺ダム外R2-1工区）

(2) 工事場所

川辺ダム外 南九州市川辺町神殿地内外

(3) 工事概要

ア 多重無線設備工事 1式

イ システム改造 1式

(4) 工期

令和4年3月25日限り

(5) 予定価格に110分の100を乗じて得た価格

落札決定後に公表する。

(6) 使用する主要な資材

多重無線装置，空中線装置，準動画蓄積サーバ，河川砂防情報サーバ実装ソフトウェア等

(7) 本工事は，単体施工方式で行うものとする。

(8) 本工事は，事後審査型一般競争入札で行うものとする。

(9) 本工事は，資料の提出及び入札等を電子入札システムで行うものとする。

電子入札の取扱いは，この公告に定めるもののほか，鹿児島県電子入札運用規約（以下「規約」という。）及び電子入札における事後審査型一般競争入札実施要領による。

なお，やむを得ない理由で電子入札できない者は，契約担当者の承認を得た場合に限り紙入札で入札に参加できるものとする。

5 入札に参加する者に必要な資格

(1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け，入札参加資格を有すると認められた者であって，特に定めがあるものを除き入札参加申込書の提出期限の日において，次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により，電気通信工事業について特定建設業の許可を有する者であること。

イ 要綱第2条の規定により，公告日において，電気通信工事に係る建設工事入札参加資格を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 入札参加申込書の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）第3条、第4条又は第5条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ 公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ク 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。

ただし、次に掲げる基準を全て満たす建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、特例監理技術者という。）の配置を条件により認める工事であって配置する場合は、この限りでない。（なお、特例監理技術者の配置要件については入札説明書参照）

(ア) 一級電気通信工事施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（入札説明書による入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出の日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。）にあること。

(ウ) 監理技術者資格証（電気通信）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であることが認められること。

(エ) 平成18年度以降、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とする。以下同じ。）における電気通信工事の主任技術者又は監理技術者としての管理実績を有する者であること。

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

コ 九州内に建設業法第3条に規定する営業所を有する者であること。

サ 国内において平成18年度以降に、公共工事の単独の元請又は共同企業体の代表者として、電気通信工事（河川情報処理設備及び多重無線設備）の新設又は更新した工事の施工実績を有する者であること。

6 設計業務等の受託者等

(1) 入札公告の2の(1)のカに示した「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

(株) 東京建設コンサルタント

(2) 入札公告の2の(1)のカに示した「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のアからウに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社。

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

ウ 上記ア又はイ以外の場合で、当該受託者との間において特別な提携関係があると認められる場合における建設業者。

7 入札参加申込み

(1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

ア 提出書類

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 要綱第2条第3項に規定する資格審査の結果の通知の写し

イ 提出場所

3に同じ。

ウ 提出時期

令和4年1月5日（水）から令和4年1月26日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後8時00分（令和4年1月26日（水）は、午後4時00分）までとする。

ただし、紙で入札参加申込書を提出する場合は、午前8時30分から午後5時15分（令和4年1月26日（水）は、午後4時00分）までとする。

エ 提出方法

(ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が1MBを超える場合は、媒体提出届（様式3（規約第8号様式））を添付した入札参加申込書を提出場所へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること。

(イ) 紙入札の場合

媒体提出届を添付した入札参加申込書及び紙入札参加申請書（様式2（規約第6号様式））をイの場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。

(2) 鹿児島県知事は、紙で入札参加申込書を提出した者に対し、受付印を押印した入札参加申込書の写しを交付する。

(3) 入札参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

8 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和4年1月5日（水）から令和4年1月26日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後8時00分までとする。（ただし、CD-Rによる閲覧は午後5時15分までとする。）

(2) 閲覧場所

かごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス（工事・委託）及び県のホームページにて閲覧するものとする。なお、やむを得ない事情がある場合は、事前連絡によりCD-R閲覧が可能。

9 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式4）により提出すること。

ア 提出期限

令和4年1月6日（木）から令和4年1月20日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出場所

3に同じ。

ウ 提出方法

イの場所に持参又は郵送若しくは信書便、若しくは電子入札システムの「質問回答機能（添付資料追加）」により送付することとし、ファックス、電子入札システムの「質問回答機能」以外の電送による提出は認めない。

(2) (1)の質問に対する回答書(様式5)は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和4年1月24日(月)までに閲覧を開始し、令和4年1月26日(水)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後8時00分まで行う。

イ 閲覧場所

かごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス(工事・委託)にて閲覧するものとする。

10 現場説明会

実施しない。

11 入札の方法等

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、4の(9)により承認を得た場合は、紙により3の(1)(所在地は、3の(2)に同じ。)に持参するものとし、郵送等又は電送(ファックス)による提出は認めない。

(1) 入札書の受付期間

ア 電子入札の場合

令和4年1月27日(木)午前8時30分から令和4年1月31日(月)午前9時00分

イ 紙入札の場合

令和4年1月31日(月)午前8時45分から同日午前9時00分

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年1月31日(月)午前10時00分

イ 場所 鹿児島県庁内(行政庁舎15階)河川課(所在地は、3の(2)に同じ。)

(3) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 紙入札の入札書提出方法

入札書を封筒に入れて(ノリ付け不要)、かつ、封皮に「入札書・企業名・工事名等」を記入すること。

なお、入札書の欄外には電子くじの場合のくじ番号(任意の3桁の数字)を記入すること。

(5) 紙入札の入札参加申込書の写しの提示

(1)の受付の際に、7の(2)により交付された入札参加申込書の写しを提示すること。

(6) 工事費内訳書の提出

ア 電子入札の場合

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)のアの受付期間に、入札書に添付して提出すること。

イ 紙入札の場合

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)のイの受付期間に、(2)のイの場所に提出すること。

(7) 代理入札

紙入札の場合において、代理人による入札をしようとするときは、(1)のイの日時までに委任状を提出すること。

なお、この入札に参加する者及びこの入札に参加する者を代理する者は、この入札に参加する他の者を代理することはできない。

(8) 開札

開札は、(2)の日時及び場所において行うものとし、紙入札の方法による入札参加者がある場合は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(9) 再度入札

初度入札が不調となり、再度の入札に付することとなった場合は、再度入札書の提出締切日時について、電子入札システムで通知する。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、利付き国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

また、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を締結したとき。

13 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札

(3) 工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者のした入札

(4) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書並びに紙入札参加者が紙入札及び電子入札により提出した入札書を含む。)による入札

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6) 入札要件(入札金額、工事名、工事場所及び氏名)の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(8) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(9) 送付、電報又は電送(電子入札を除く。)の方法による入札

(10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 落札候補者の決定

ア 開札後、落札決定を保留し、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定している場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格)をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とする。

この場合において、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者の入札参加資格の確認

ア (1)により落札候補者に決定された者は、5の資格(以下「入札参加資格」という。)を有することの確認を受けるための申請書等(以下「申請書等」という。)を次の提出場所、提出時期及び提出方法により提出しなければならない。

(ア) 提出場所

3に同じ。

(イ) 提出時期

落札候補者に決定された日から令和4年2月2日(水)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ウ) 提出方法

(ア)の場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。

イ 入札参加資格の確認の結果は、提出時期の最終の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に決定し、書面により通知する。

ウ 提出時期の最終の日の午後5時15分までに提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

(3) 落札者の決定

ア 落札候補者に入札参加資格が有ると認めたとき

鹿児島県知事は、(2)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が有ると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定し、その旨を電子入札の参加者には電子入札システムで、紙の入札参加者には、落札決定通知書により通知する。

イ 落札候補者に入札参加資格が無いと認めたとき

鹿児島県知事は、(2)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が無いと認めたときは、その旨を落札候補者に入札参加資格確認通知書により通知するとともに、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者から順次に新たな落札候補者を決定し、その旨を電子入札の参加者には電子入札システムで、紙の入札参加者には、落札候補者決定通知書により通知する。

当該新たな落札候補者に入札参加資格が有ると認め落札者に決定したときは、その旨を電子入札の参加者には電子入札システムで、紙の入札参加者には、落札決定通知書により通知する。

15 落札候補者の入札参加資格の確認

(1) 提出する申請書等

ア 入札に参加する資格の確認に必要な書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式6）

(イ) 同種工事の施工実績（様式7）

(ウ) 主任技術者等の資格・工事経験（様式8）

イ アの申請書等の内容の確認に必要な資料（以下「その他確認資料」という。）

(2) 施工実績等の作成要領

同種工事の施工実績及び技術者等の資格・工事管理実績は、次に従いそれぞれ作成すること。

ア 施工実績及び工事経験は、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものを記載すること。

イ 施工実績は、資格要件を満たすものを記載すること。

ウ 施工実績及び工事経験は、日本国内におけるものとする。

エ 配置予定の技術者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を申請すること。

申請されていない技術者の配置は、配置予定技術者の死亡、傷病、退職等真にやむを得ない場合を除き認めない。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。

配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、現場施工に着手する時点で他の工事の完成検査が終了していること。

なお、当該他の工事が専任を要する工事である場合は、契約工期時点で他の工事の完成検査が終了していること。

(3) その他確認資料の提出

その他確認資料として次の資料を提出すること。

ア 5の(1)のアの特定建設業の許可を有する者であることの確認資料

・ 特定建設業の許可通知書の写し（更新中は更新手続中の証明）

イ 建設工事に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、かつ、電気通信工事に係る建設工事入札参加資格を有する者であることの確認資料

・ 現在有効な県建設工事入札参加資格審査結果通知書の写し

- ウ 5の(1)のクの(ア)の一級電気通信工事施工管理技士、またはこれと同等以上の資格を有する者であることの確認資料
- ・ 一級技術検定合格証明書の写し又はこれと同等以上の資格者証等の写し
- エ 5の(1)のクの(イ)の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることの確認資料
- ・ 「健康保険被保険者証」等の写し
- オ 5の(1)のクの(ロ)の監理技術者資格者証（電気通信）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であることの確認資料
- ・ 監理技術者資格者証の写し（更新中又は更新手続中の証明）
 - ・ 監理技術者講習修了証等の写し
- カ 5の(1)のクの(ハ)の専任配置する技術者の管理実績の確認資料
- 次の資料のうち、いずれかを提出すること。なお、クと内容が同じ場合は兼ねることができる。
- (ア) 施工実績、管理実績が記載されている「(財)日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）の工事カルテ」（以下「工事カルテ」という。）及び「竣工登録工事カルテ受領書」、又は登録完了後の「登録内容確認書」
- (イ) 発注機関の施工実績・管理実績証明願（様式9）（写しを提出する場合は原本の確認が必要）
- キ 5の(1)のクの(ニ)の営業所の確認資料
- ・ 建設業許可申請書及び営業所一覧表（別紙二又は別表）の写し（当該許可申請以降に変更があった場合は、変更届出書の写しも必要）
- ク 5の(1)のクの(ヒ)の施工実績の確認資料
- 次の資料のうち、いずれかを提出すること。なお、カと内容が同じ場合は兼ねることができる。
- (ア) 施工実績、管理実績が記載されている「工事カルテ」及び「竣工登録工事カルテ受領書」、又は登録完了後の「登録内容確認書」
- (イ) 発注機関の施工実績・管理実績証明願（様式9）（写しを提出する場合は原本の確認が必要）
- ケ カとクについて、「工事カルテ」又は登録完了後の「登録内容確認書」（以下「工事カルテ等」とする。）を提出する場合は次の条件を満たすこと。
- (ア) 工事カルテ等は、施工実績・管理実績証明書の全ての事項が記載されていること。
- (イ) 工事カルテ等は、発注機関の監督職員等の確認を受けていること。
- コ カについて、専任配置する技術者は、1者あたり1名しか認めない。
- サ カについて、管理実績としては、工期の2分の1を上回る期間従事した場合を認めることとする。
- (4) 入札参加資格の確認及び落札者の決定の通知
- 鹿児島県知事は、14の(2)により、落札候補者の入札参加資格を確認したときは、14の(3)により当該落札候補者に令和4年2月14日（月）までに通知する。
- 通知は、電子入札システムにより行うが、システムを利用できない者については、簡易書留による通知を行うため、404円分の切手を貼った宛先明記の返信用長形3号封筒を、(1)の申請書等を提出する際に併せて提出すること。
- (5) その他
- ア 提出する申請書等は、「提出書類の編冊について」（別紙1）に従って整理し提出すること。
- イ 提出する申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 契約担当者は、提出された申請書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用してはならない。
- エ 提出された申請書等は、返却しない。
- オ 提出期限以降における、申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に関する問合せ先
3に同じ。

16 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

(1) 14の(2)の確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者は、鹿児島県知事に対して入札参加資格が無いと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）によりの説明を求めることができる。

ア 提出期限

14の(2)のイの通知を受けた日の翌日から起算して2日以内のそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分とする。

イ 提出場所

3に同じ。

ウ 提出方法

イの場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付することとし、ファックスによる提出は認めない。

(2) 鹿児島県知事は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めたもの（以下「説明請求者」という。）に対し、書面により回答する。

この場合において、17の新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。

(3) 鹿児島県知事は、説明請求者に入札参加資格があると認めるときは、入札参加資格が無いと認めたと旨の通知を取り消し、当該説明請求者を落札者とする。

この場合において、鹿児島県知事は、17による新たな落札候補者の決定を取り消し、その旨を新たな当該落札候補者に落札候補者決定通知書により通知する。

(4) 17により、新たな落札候補者となった者が、入札参加資格が無いと認められた場合も(1)から(3)までと同様とする。

17 新たな落札候補者の入札参加資格の確認

14の(2)により、当該落札候補者に入札参加資格が無いと認めるときは、14の(2)及び15の規定は、新たな落札候補者に係る入札参加資格及び落札決定の手續きに準用する。この場合において14の(2)のイの(イ)中「落札候補者に決定された日から令和4年2月2日（水）まで」とあるのは、「申請書及び資料の提出を求める旨の通知を受けた日から起算して2日以内」及び15の(4)中、「令和4年2月14日（月）」とあるのは、「申請書及び資料の提出の翌日から起算して7日以内のそれぞれの日（県の休日を除く。）」と読み替えるものとする。

18 最低制限価格

設定する。

19 契約書案の提出

落札者は、鹿児島県契約規則第20条第1項の規定により落札決定通知を受けた日から7日以内に、記名押印した建設工事請負契約書並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

20 支払条件

(1) 前払金

契約金額100万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内の前払金を請求することができる。請求する場合は令和4年4月以降とする。

(2) 中間前払金

前払い金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払に関して保証がなされ、次に挙げる要件のいずれにも該当するものについては、請負代金額の10分の2以内の前払金（以下、「中

間前払金」という)を請求することができる。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(3) 部分払

契約金額が100万円以上のものについては、工事の既済部分の相当する額が契約金額の10分の3(既に前払金となされているときは、10分の4)を越える場合において部分払いをすることができる。ただし、20の(2)により中間前払金をした場合においては部分払いはできない。

21 その他

(1) 入札参加者は、入札上の注意事項(別紙2)を熟読し、入札に参加すること。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

(3) 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。

ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、当該工事に係る工種に応じた一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、土木部、農政部、環境林務部及び商工労働水産部(以下「公共四部」という。)が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

オ 特例監理技術者が兼務できる工事は、公共四部が発注する工事のうち、南薩地域振興局管内の工事又は工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の工事でなければならない。

カ 特例監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(4) 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、別記様式1及び当該様式で定める各種書類を提出すること。

(5) 落札者は、15の(1)のアの(ウ)に掲げる専任配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(6) 下請等について

本工事の施工に当たって、工事の一部を下請けに付する場合は、施行地を管轄する振興局、支庁に主たる営業所を有する業者を使用するよう努めるものとする。

また、使用する資材については、県産資材を優先活用するよう努めることとし、更に、県産資材以外の資材等についても、県内に主たる営業所を有する資材業者等から調達するよう努めること。